

各組員 様

山梨県市町村職員共済組合

### 共済貯金臨時積立の手続きについて

日頃、本組合の業務運営につきましては、深いご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貯金事業については、来月7月が臨時積立の預入受付月となっております。

臨時積立の手続きにつきましては下記のとおりとなりますので、お手数ですがご確認くださいませようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 臨時積立の受付期間

令和元年7月1日（月）～令和元年7月31日（水）

※ 受付期限は、令和元年7月31日(水)入金分までとなりますのでご注意ください。

7月31日に臨時積立金の入金手続きをしたにも関わらず、金融機関において翌営業日扱いとされた場合、8月1日の入金扱いとなりますので貯金者あて全額返還いたします。

#### 2. 臨時積立の回数および上限額

1人1回 50万円まで

#### 3. 臨時積立の手続き方法

①「振込依頼書」（様式第4号）により山梨中央銀行本店及び支店から振込してください。送金手数料はかかりません。（山梨中央銀行以外の金融機関からも振込できますが、送金手数料が必要な場合があります。）

「依頼人」の欄に必ず氏名と組員証番号を記入してください。

②振込後、「共済貯金臨時積立申込書」（様式第5号）を所属所の共済事務担当課に提出してください。

③入金及び「共済貯金臨時積立申込書」の確認ができましたら、共済から「臨時積立受領書」を送付いたします。

担 当：総務課 貯金担当 保坂 TEL：055-232-7311
-------------------------------------

「振込依頼書」(様式第4号)

様式第4号

振込依頼書

入金票

科目

依頼日	年 月 日	貯金	振込指定	電信扱
振込先	山梨中央銀行自治会館出張所		振込金額	000 円
預金種類	普通預金	口座番号 2 5 3	内	定時積立 000 円
受取人	ヤマナシケンシチヨウソンシヨクインキョウサイクマイ 山梨県市町村職員共済組合		内	特定月積立 000 円
フリガナ			内	※臨時積立(7月・12月) 000 円
依頼人			※臨時積立を預入できる月は7月及び12月のみで、 当該月1回限り、上限額は50万円です。氏名及び 組合員証記号番号を記入してください。	
電話番号	( )		訳	

振込手数料(税込)		円
-----------	--	---

振込金	現金・当座小切手
受入区分	預金払戻請求書・口座振替

検	印
照	査
係	印

(取扱店)

振替	普通	当座	本支店勘定
	別段	定期	( )
現金	出納		

「共済貯金臨時積立申込書」(様式第5号)

様式第5号

【組合員控】

共済貯金臨時積立申込書

山梨県市町村職員共済組合貯金規程に基づき、次のとおり共済貯金の臨時積立を申し込みます。

山梨県市町村職員共済組合理事長 殿 申込日 令和 年 月 日

申 込 者	所属所名			所属所の確認印  記載内容について 事務担当者の確認 印をお願いします。 ← 印は1枚目~3 枚目に押印して ください
	組合員証 記号番号	右詰めで記入		
	組合員氏名			印

積立月 (どちらかに○をしてください)	7月	積立金額 (上限額は50万円です)	千 円 0 0 0
	12月		

※ 臨時積立を預入できる月は、7月及び12月です。また、預入は当該月1回限りで預入の上限額は50万円です。  
 ※ 申込日は金融機関で振込手続きを行った日を記入してください。  
 ※ 入金を確認後、お手元に「共済貯金臨時積立受領書」を送付いたしますので、受領の上内容をご確認ください。

(H30.10)

- どちらの用紙も共済事務担当課にあります。
- 「共済貯金臨時積立申込書」は共済組合のホームページでもダウンロードできますのでご活用ください。